

高知県教育委員会 会議録

令和5年6月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和5年6月15日(木) 13:30

閉会 令和5年6月15日(木) 14:58

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	長岡 幹泰
	教育委員	平田 健一
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子
	教育委員	弥勒 美彦
欠席者	教育委員	町田 美紀

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	合田 和穂
〃	教育次長	竹崎 実
〃	教育次長	今城 純子
〃	教育政策課長	鈴木 智哉
〃	教職員・福利課長	岡本 健 (第3号、第6号及び専決処分報告第1号のみ)
〃	学校安全対策課長	高橋 潤 (付議第3号のみ)
〃	幼保支援課長	田中 健 (付議第3号から第5号のみ)
〃	小中学校課長	蛭子 穰 (付議第3号から第4号及び専決処分報告第1号のみ)
〃	高等学校課長	並村 一 (報告第1号から付議第4号及び専決処分報告第1号のみ)
〃	高等学校振興課長	野田 健一 (付議第3号及び第4号のみ)
〃	特別支援教育課長	濱田 邦彦 (付議第3号及び第4号のみ)
〃	生涯学習課長	原 貴 (付議第3号から第6号のみ)
〃	保健体育課長	前田 義朗 (付議第3号及び第4号のみ)
〃	人権教育・児童生徒課長	山中 恵美 (報告第1号及び付議第3号のみ)
〃	教育政策課課長補佐	森田 雄一
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	大前 拓也 (会議録作成)
〃	教育政策課主査	菊池 真希 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長 6月定例委員会を開催する。

教育次長(総括) (提案説明)

教育長 付議第4号は、高知県議会6月定例会に提出予定の議案について検討を行うものであるため、付議第5号、第6号及び専決処分報告第1号は、個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛

成の委員は挙手をお願いする。
 各委員 全員挙手
 教育長 それでは、付議第4号から第6号及び専決処分報告第1号を非公開の
 取扱いとする。

【報告第1号 非強制徴収債権の放棄について (人権教育・児童生徒課)】
 ○人権教育・児童生徒課長 説明
 ○質疑

	【質疑等なし】
--	---------

【報告第2号 非強制徴収債権の放棄について (高等学校課)】
 ○高等学校課長 説明
 ○質疑

平田委員	この報告第2号では債務者の住所氏名がはっきり表示されている一方で、先ほどの報告第1号では、金額は出ているが、(○人)という表記のみであった。同じ債権管理条例第14条に基づく取り扱いであるが、違いはどこにあるのか。債務者の住所氏名は不要ではないか。
事務局	資料1ページにあるとおり、要配慮個人情報に該当する場合は、債務者の住所氏名の記載を省略することになっている。報告第1号は、この要配慮個人情報に該当し、報告第2号は該当しないことから、資料の作り方に違いができています。
平田委員	報告第1号も第2号も、条例第14条第1項の2の破産法に該当するものである。内容については分からないが、配慮があっても良いのではないかと感じる。
教育次長	補足する。この内容は議会に提出するものであり、基本的には住所氏名が議会で公表されるが、要配慮個人情報についてはそれをしないことができるということになっている。1号は地域改善対策対象地域の出身であることが分かるため、そこを要配慮個人情報と捉えて例外的に公表していない扱いになっている。
平田委員	そうした大きな取り扱いの決まりがあるということか。
教育次長	議会にはすべて公表というのが前提である。議会には基本的には住所氏名が出ていく。要配慮個人情報についてはそれを出さないことができると

	いうこと。
平田委員	そういった配慮があつてのことだということであれば、承知した。

【付議第1号 令和6年度高知県立中学校の入学志願者取扱要項及び入学定員に関する議案
(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

弥勒委員	定員の変更はないということであるが、充足率という意味において、このままで構わないという理解でよいか。
事務局	充足率については、高知国際の80名は充足をしているが、参考資料3の5ページの(4)にある空き定員の推移のとおり、安芸と中村は充足していない状況である。
弥勒委員	それを考慮しつつ、令和6年度もこの定員でいくということか。
事務局	そうである。
弥勒委員	どのように充足率を高めていくかという議論は別途行われるという理解でよいか。
事務局	校長との面談等を通して、学校の魅力化や募集について確認していく。
教育長	校長との面談は私が直接実施している。各市町村や地域の児童生徒数の今後の状況なども含めて、定員をどのように充足させていくのか、直接話し合いを進めていくことにしている。個々については機会をあらためて説明させていただきたい。
教育長 各委員 教育長	付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第1号を原案のとおり議決する。

【付議第2号 令和6年度高知県立高等学校の入学志願者取扱要項及び入学定員に関する議案
(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

弥勒委員	8ページの出願制限について、(2)に志願先高等学校は1校とするとあり、別の県立学校に出願してはいけないという意味だと思うが、各学校に応募が重複していないかの確認をするのか。
事務局	当課としてそこまでの確認はしていないが、中学校において確認いただいている。
弥勒委員	受験日は共通なのか。
事務局	そうである。
弥勒委員	そうすると事実上あまり意味がない記載だと思うが、1校とすると記載している以上、チェックをするのかと思い質問した。
事務局	他県の高校との併願もできないため、そのことも含めて1校とするという記載をしている。
弥勒委員	この表現でそうした意図は網羅されるのか。例えば愛媛県の県立高校との重複出願はできないということだと思うが、愛媛県の高校の受験日も共通なのか。
事務局	違う。
弥勒委員	そういうことも含めて、記載されている出願制限が担保されるチェックがされるのか。
事務局	当課としてチェックはしていないが、中学校等を対象にした説明会でそういったことも説明させていただいており、中学校の方で適切に対応いただいている状況である。
弥勒委員	志願先高等学校を1校とすると記載しているが、先ほど話のあった他の県も含めてといったことが理解できる記載になっているかどうか、少し疑問符がつく。
事務局	中学校より各高等学校に調査書が送付される。その時点で、重複した場合には、中学校より連絡が入っている。中学校が二通送るといったことはしていない。
弥勒委員	他の県も含めてか。

事務局	<p>そうである。</p>
教育長	<p>他県も1校だけなのか。弥勒委員が心配されているケースとして、例えば、愛媛県の中学生が、高知県の高校と愛媛県の高校を受験することはできるのか。</p>
事務局	<p>そうしたケースは想定していないし、聞いたこともない。</p>
永野委員	<p>今後のことになるが、例えば、高知国際高校のグローバル科に県外からどうしても来たい生徒がいた場合、そういった門戸の開き方は検討されて良い。今回は令和6年度の入学に関する内容であり論議は広がらないと思うが、先日の総合教育会議でも、県立学校の在り方について今後しっかりと検討していくということになった。私が期待しているのは、例えば魅力や特色のある課程をどのように子どもたちにアピールできるのかということ。少子化に対応するためにも、四国や近場から、寮を用意してでも子どもに来て欲しい。</p> <p>四万十高校などには他県から来ているのではないか。</p>
事務局	<p>身元引受人制度を活用して県外から来ている。</p>
永野委員	<p>こういった制度の縛りがあっても来ているということは、例えば国際高校にこういった縛りなく受験ができるといったようなところに目線を持っていても良い。今課題になっている山田高校の探究科のように、特色は持っているが訴える力がまだ弱いところもある。そういったところも踏まえて、これからの説明において中学校側へのアプローチをしておかないといけない。そうすることで、今の中学1年生、2年生に対して、学びの準備や授業の仕方、また、子どもの特性を見つつ本人にとってふさわしい進路指導も出来ていくのではないかと思っている。今後の高校の話の中で、大いに論議したいと思う。</p>
教育長	<p>おっしゃるとおり、他県から高知県の高校を受験していただくことも、今後は考えていかないといけないと思う。</p>
事務局	<p>現在身元引受人制度を活用している学校が9校ある。今後、この拡大についても、検討していく。</p>
永野委員	<p>四万十高校には、魅力を感じて、目的意識を持って来てくれる人が多いと聞いたが、そうなのか。</p>
事務局	<p>自然の中で学びたいということで、県外から来ていただいている。</p>

平田委員	15 ページの定員についての考え方について、(2)の検討委員会は既に開催したのか。
事務局	まだ開催しておらず、これからになる。
平田委員	令和7年度以降に入学定員を見直すということはよく理解できるが、入学定員は令和7年度に変わるのか。そこまでは言い切れないのか。
事務局	委員会での検討がまとまった後、先行して取り入れることができる内容については早めに取り入れていきたいと思うが、先ほど永野委員から話があったように、やはり中学校に対してはある程度周知を進めていく必要があるし、高校側の準備等も必要であるため、一定期間は必要になってくると思う。その整備が整った段階からスタートできればと考えている。
平田委員	そのとおりだと思う。高校の定員が変わるとなったら、中学校の進路指導も大変だと思う。段階を踏んで、義務教育段階で困らないような配慮をお願いしたい。
弥勒委員	出願制限に関して、愛媛の県立高校に出願しつつ、高知の県立高校も出願することは可能だという理解で良いか。
事務局	できるかどうかで言えば、可能である。
弥勒委員	県外からでも、申請があり承認した場合は出願することができ、そういう意味での門戸は別に閉じていないという理解で良いか。
事務局	そうである。
弥勒委員	志願先高等学校を1校とするというのは、県外からだけの話ではないということが良いか。
事務局	そうである。
弥勒委員	私立はカウントしないのか。
事務局	私立は日程が違っているので、私立を受けた後、公立高校を受ける生徒は現実的にいる。
弥勒委員	たくさんいると思う。つまり、ここで志願先高等学校1校と記載しているのは、私立も含むとってしまうのではないか。そういうふうにとらえ

事務局	<p>る人が他にあまりいないのであれば別に良いが、これは制限であり、抜け穴があるような表現にすると良くないのではないかと思ったので、申し上げた。</p> <p>先ほどいただいたご意見も含め、検討する。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>付議第2号を原案のとおり議決する。</p>

【付議第3号 令和4年度高知県教育委員会施策に関する点検・評価に関する議案

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

永野委員	この内容は議会に報告するのか。
事務局	そうである。
永野委員	本日の付議を経てか。
事務局	そうである。付議により、教育委員会として、この点検・評価が固まる形になる。
永野委員	本会議に報告するのか。
事務局	そうである。提出する形になる。
平田委員	統計的に整理していただいております。高知県の教育を分かりやすく見させてもらっている。11ページのグラフのうち、いじめの数値について、調査の方法が変わったと以前説明を受けたとも記憶しているが、この10年間で、高知県が9.4件から55.1件と、5倍ほどになっている。こういった大きな数値が計上されるようになったのは、どのような違いによるものか。
事務局	いじめの数値は認知件数となっている。これは、教員がいじめを早期に発見して対応にあたりはじめようとした件数である。したがって、すべてが、いじめが発生したという数字ではなく、この件数が多くなるほどいじめに対する学校の取り組みがスタートしたことであると評価されている。

	<p>平成 25 年にいじめ防止対策推進法ができて、文部科学省から各学校や各教育委員会に対し、認知件数を高めていくこと、そして早期に対応することについて指導がなされており、このように増えていっている。</p>
教育長	<p>平成 26 年には既に認知件数を押さえているのか。</p>
事務局	<p>そうである。法律は平成 25 年からできている。</p>
永野委員	<p>法律の改正はいつされたのか。改正されて、内容が変わったのではなかったか。</p>
事務局	<p>それは、いじめ防止基本法である。</p>
平田委員	<p>子どもの成長段階でいじめはなくならないと思っている。いじめ問題は不登校とも相関関係が高いと思う。高知県として取り組むにあたって、統計的には、いじめが 5 倍ぐらいになっており、不登校が 2 倍となっている。</p>
永野委員	<p>この数値だけを見たら、一般的には、いじめが多いと捉えられると思う。しかし、認知をしっかりとっていく、課題をしっかりと見ていくという教員間の認識の高まりが非常に大きいと私は思っている。ある程度、いじめの件数をしっかりと見ていくということは、逆に評価ができるのではないかと思っている。</p> <p>一方、平田委員がおっしゃったように、いじめと不登校との相関関係など、目に見えない説明しきれない数字があり、事務局も相当苦労していると思う。ただ、県民の方にどうやって正しく伝えていくのかということについて、表現方法や説明方法も工夫しないといけないのではないかと。</p> <p>いじめは、人間の成長の段階でありうろと思っているし、ゼロは絶対ないと思う。特にいじめや不登校は高知県の課題として大きく指標として出される場所であり、どういう手立てをしているかなども、より丁寧な記載の仕方を今後していくと、教員も少し報われると思う。</p>
森下委員	<p>いじめは氷山の一角とも言われており、潜在化している問題で、数値が上がっていくこともすごく大事なことであると言われている。県教育委員会として、数値をどう評価しているかについて聞かせていただきたい。</p>
事務局	<p>学校として早期に発見して対応するという仕組みができてきたこと、また、子どもがいじめられたと感じるものはすべていじめであると定義されている法の趣旨が教職員に理解されてきたこと、さらに、アンケートや個別面談で子どもたちの声を拾い、いじめではないかという疑いの段階から対応し解消へ向かっていることなど、非常に評価できると思っている。右</p>

	<p>肩上がりになっていることに関して、誰にでも起こりうるということは研修会等でも、また外部にも説明してきたが、まだまだその周知が足りてないと思っており、工夫していきたい。</p> <p>いじめの認知件数は、社会情勢に非常に左右される。例えば、令和2年は減っているが、いじめにより命を失うような大きな事案が起きるとその次の年の認知件数が上がったり、報道が少し薄れてくると下がったりといった傾向が全国的にこれまでであった。したがって先生方の認識や意識に左右される数字でもあるので、低くなったからといって喜べないところがある。そこはしっかり見極めて、取り組みに活かしていく必要があると思っている。</p>
森下委員	<p>数値が上がってくることに對して、それはそれで評価できるというところはよく分かった。ただ、不登校とどのような相関があるのかというところは、両側面から丁寧に見ていくことが大事かと思うので、よろしく願います。</p>
弥勒委員	<p>平成25年に新しい法律が制定され、各学校でいじめと認知する基準を模索するのに平成26年から平成30年ぐらいまでかかり、令和元年以降は基準として安定しているということだと私は理解した。</p> <p>そのうえで、いじめをゼロにすることは、思春期の生徒が集団で生活している中であり、たしかに現実的ではないというのは分かるが、一方でこのままで良いという話にはならないと思う。いじめがない学校であればそもそも認知件数はゼロになるはずであり、不登校との関連もあるので、この数値を下げていくことを目的として、こうしたモニタリングをしているのだと思う。</p> <p>平成26年と令和3年でこれだけの数値の違いがあるが、いじめの認知の基準が変動しているの、いじめの数が実際に増えたのか減ったのかというのは、正確には分からない。そうであれば、今後はこの数値を下げていくために、どういうことをしていかなければいけないのかという議論が一番大事なのではないかと思う。もう既に認知すべきいじめは認知できるようになっており、あとはこの数値をどうやって下げていくことができるのかというところに、焦点を当てる必要があるのではないか。</p>
教育長	<p>認知したからそれで良いということではなく、認知ができるようになったら、今度はどう下げていくのかということを考えないといけない。この点については、教育委員会の場でもまた議論ができればと思う。</p>
弥勒委員	<p>学力について、全国と比べて劣っていることにこだわるのもどうかと思うが、一方でやはり小学校まではリードしているのという悔しい気持ちも普通にあると思う。私立に進学することも背景としてあるのかとは思</p>

	<p>うが、今回の資料は全体的なものとしてまとめられているものであり、D3層の割合など学力に対して対策を打つために、学校別や地域別など、明確に攻めどころというか、どこに焦点を当てて改善のための対策を打っていくべきなのかということについては、別途そういう議論をされているということで良いのか。</p>
事務局	<p>中学校の学力課題については、資料の6ページにある中学校3年生の数学の評価の観点を見ていただくと、知識・技能が全国に比べてマイナス7.0となっており、知識の定着が大きな課題となっている。これについては、小学校からのつまずきをどう改善していくのか、デジタルドリル等の活用はどう転換していくのか、知識を活用できるような授業改善をどう進めていくのか、そういった視点で取り組みを進めているところ。</p>
教育長	<p>弥勒委員がおっしゃったような地域的にどうかというところでは、厳しいのは高知市である。そのことから、高知市教育委員会にある学力向上推進室に県から指導主事を派遣して、高知市の学校と一緒に克服に向けて進めている状況である。地域的なところも含めて、どこに問題があるのかをつかみながら対応していくことにしている。</p>
事務局	<p>弥勒委員がおっしゃったように順位で争っているというわけではもちろんない一方で、全国平均よりも下回っているということは、全国に比べても本来子どもたちがこの段階で身に付けるべき力が付いていないということをお知らせすることになる。全国上位という言葉が紛らわしい表現になるが、順位で争っているというよりは、身に付いていない内容を導き出すために確認をし、その身に付いていない力にどのように対応するのかといったことを課題として意識しながら取り組んでいるところ。ランキングで争っているわけではないということで事務局としても受け止めているので、その点補足させていただく。</p>
弥勒委員	<p>PDCAを回すためにも、まずは現状把握が必要だと思う。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。</p>

【付議第4号 令和5年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案

(教育政策課)】

森下委員	<p>放課後児童クラブへの無線LANの設置はとても良いと思う。先日の総合教育会議でも報告されたように、学校からのタブレットの持ち帰りが進まない現状があるが、無線LANが設置されるとかなり進むことになるのか。</p>
事務局	<p>放課後児童クラブや放課後子ども教室では、宿題を見たり学習支援を行ったりしているので、今回の無線LANの整備により、学校から持ち帰ったデジタルドリルなどが一定できるようになると理解している。</p>
事務局	<p>補足だが、そもそも持ち帰りが進まない一つの要因として、家庭に環境が整っていないからということが学校側の理由として挙がってきている状況がある。家庭への通信環境の支援については、当然国への提言等も行っているが、加えて、家庭以外の学校外の場における環境を整えることにより、学校外の通信環境がないという理由が成り立たなくなり、そのことで持ち帰りがさらに進むようになるということも期待している。</p>
森下委員	<p>放課後児童クラブ等で使ってもらえるようなアプローチもぜひ積極的に行っていただきたい。また、まなびばこは良い取り組みだと思うので、スタッフの人たちへの活用方法の支援などもぜひ進めていただけたらありがたいと思う。楽しみにしている。</p>
教育長	<p>学校への働きかけはもちろんだが、放課後子ども教室の指導員などに、まなびばこなどを周知していくことが必要であると思う。その点もよろしく願います。</p>
永野委員	<p>未設置の児童クラブにはもれなく設置されるのか。</p>
事務局	<p>基本的にもれなくと考えているが、既に設置をしているところや設置を決定したところについては、対象としていない。</p>
平田委員	<p>給食に関して、県立中学校は1校243名とあるが、1校というのは国際中学校か。</p>
事務局	<p>そうである。国際中学校の生徒数が243名となっている。</p>
平田委員 事務局	<p>中村中や安芸中は給食を実施していないということでよいか。 現在実施しているのは高知国際中学校のみである。来年度、県立中村中学校で始まる予定。</p>

平田委員	高知市の給食センターから国際中学校へ給食が来ているのか。
事務局	委託をして、高知市学校給食センターから高知国際中学校に配送していただいている。
教育長 各委員 教育長	付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり議決する。

※付議第4号議案については非公開議案であったが、令和5年6月高知県議会定例会が開会され、議案が公開されたことから、当該議案の会議録は公表するものとする。

【付議第5号 高知県幼保連携型認定こども園審議会委員の委嘱議案 (幼保支援課)】

○幼保支援課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第5号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第5号を原案のとおり議決する。

※委員名簿は別紙のとおり

【付議第6号 高知県立図書館協議会委員の任命等議案 (生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第6号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第6号を原案のとおり議決する。

※委員名簿は別紙のとおり

【専決処分報告第1号 小学校教育功労者に対する感謝状等交付にかかる候補者推薦に関する専決処分報告 (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

教育長 各委員 教育長	【非公開議案】 専決処分報告第1号の承認を求める。承認する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 専決処分報告第1号を原案のとおり承認する。
-------------------	---

(5) 議決事項

付議第1号から第6号
専決処分報告第1号

原案どおり議決
原案どおり承認